

「鉱物掘採等の届出」の手引き

□ 鉱物掘採等の届出とは

鉱物掘採等の届出は、平成 16 年 12 月に制定した「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に規定されている制度で、一定の開発行為に対して事業者が自然環境の保全や緑地の確保について事前に届出を義務づけているものです。

□ 届出を必要とする行為

1 鉱物の掘採	行為の面積が 0.5 ヘクタール 以上のもの	3 宅地の造成	行為の面積が 0.3 ヘクタール 以上のもの
2 土石の採取		4 土地の開墾	
		5 その他の 土地の形質を 変更する行為	

※ 自然公園・保安林等の区域、市街化区域等での行為は、鉱物掘採等の届出は必要ありません。ただし、他法令による手続きはそれぞれ必要です。

届出の事例

工場の建設・工場用地の造成 病院の建設 住宅地の造成 土砂の採取など

□ 届出に必要な書類

- 届出書（春日井市自然環境の保全を推進する条例施行規則「第 2 号様式」）
- 地形図（縮尺 5 万分の 1 以上）
- 概況図（縮尺 5 千分の 1 以上 行為の場所とその付近の状況を明らかにしたもの）
- 計画平面図
（縮尺千分の 1 以上の平面図、立面図、構造図、意匠配色図で行為の施行方法を明らかにしたもの）
※ 計画平面図には、保全緑地、回復緑地を表示してください。
- その他
 - 地番の位地、区域を確認できる資料 公図等
 - 地権者の同意が証明できる書類※ 自己所有の場合は必要ありませんが、他者所有の場合は賃貸借契約書等の写しを添付してください。

□ 届出書の提出

行為に着手する予定日の 61 日以前に、届出書と上記の図書等をそれぞれ 2 部提出してください。

この内 1 部は受理の際に受理証として届出者に交付されます。

□ 行為の着手

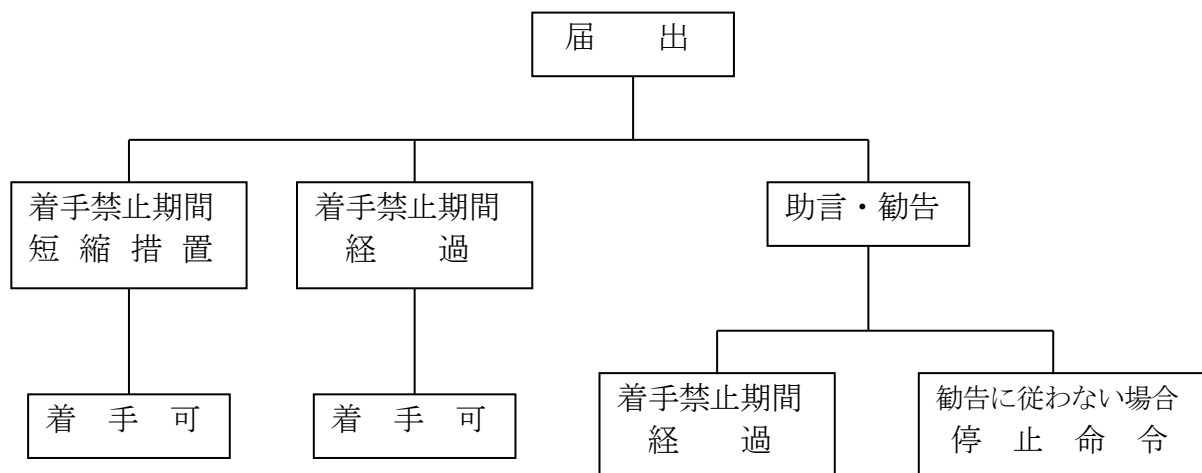
鉱物掘採等の届出書の届出日（市が受理した日）から 60 日間は、届出のあった行為に着手することができません。ただし、届出の内容が、自然環境の保全、植生の回復等に配慮されたものであると判断された場合には、着手禁止期間の短縮措置がされることがあります。この措置がされた場合は、文書により指示された日から着手することができます。

なお、行為に着手したときは、速やかに鉱物掘採等着手（完了）届（事務取扱要領「第 5 号様式」）により報告してください。

□ 助言・勧告

届出の内容が、自然環境の保全、植生の回復等に配慮されていないと判断された場合には、届出日から 60 日以内に限り、助言あるいは勧告がされることがあります。助言、勧告がされた場合には、その内容にしたがって計画を変更していただくことになります。なお、勧告に従わない場合は、停止命令等の行政処分がされることがあります。

□ 鉱物掘採等の届出フロー図



□ 自然環境への配慮

行為の計画にあたっては、別表の基準に基づき、自然環境への配慮をしてください。

□ 行為の完了

行為が完了したときは、速やかに鉱物掘採等着手（完了）届（事務取扱要領「第 5 号様式」）により報告してください。

第2号様式（第12条関係）

鉤物掘採等行為届出書

年 月 日

（あて先）春日井市長

届出者

住 所

氏 名

（電話 ）

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

春日井市自然環境の保全を推進する条例第19条第1項の規定により、次のとおり行為をしたいので届け出ます。

行為の目的		
行為の種類		
行為を行う場所	春日井市	
行為を行う場所及びその付近の状況		
土地の所有者又は管理者の住所及び氏名		
行為の内容、方法等		
行為の期間（予定日）	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
行為を行う面積	(A) m ²	
緑地の配置計画	保全緑地 (B)	面積 m ²
		% ([B/A] × 100)
	回復緑地 (C)	面積 m ²
		% ([C/A] × 100)
	緑地合計 (D) (D = B + C)	面積 m ²
		% ([D/A] × 100)
備 考		

備考

- (1) 届出者の氏名欄に、法人にあっては、かっこ書きで実務責任者の所属部課名、職名及び氏名ならびに所属部課の電話番号を記入すること。
- (2) 行為の目的欄の記入は、次のとおりとする。
例：家屋の増築、住宅用地の造成、果樹園のための開墾
行為の目的が2以上にわたっているものについては2以上の行為の目的を記入すること。
- (3) 行為の種類欄の記入は、次のとおりとする。
例：宅地の造成、土地の開墾、鉱物の採取、土石の採取、水面の埋立
行為の種類が2以上にわたっているものについては2以上の行為の種類を記入すること。
- (4) 行為を行う場所及びその付近の状況欄の「その付近」とは周辺1キロメートルで足りる。
また、この欄には、地形、植生、野生動植物等の自然環境についての記入し、必要に応じ写真を添付するものとする。
- (5) 行為の内容、方法等の欄の記入は、保全緑地の設け方、回復緑地の設け方等の自然環境への配慮事項も併せて記入すること。
- (6) 行為の内容、方法等の欄の記入は、次に掲げる事項について記入するとともに、保全緑地の設け方、回復緑地の設け方等の自然環境への配慮事項も併せて記入すること
ア 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
 鉱物又は土石の種類、掘採又は採取方法、掘採又は採取の量、掘採又は採取の設備、掘採又は採取後の土地の形状、関連行為の概要
イ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質の変更する行為
 土地の形状変更の原因となる行為、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為
- (7) 行為を行う面積欄は、全て実測面積を記入すること。
- (8) 保全緑地及び回復緑地は、計画平面図で明確にするものとする。
- (9) 記入事項は、簡潔明瞭とし、多岐にわたる場合は別紙とすること。
- (10) 備考欄には、他法令の許可、認可、届出についての進ちょく状況を記入すること。
- (11) 自然公園の区域等条例第19条第1項で適用を除外されている区域（以下「自然公園等の区域」という。）にまたがる行為について、届出書に記入する数字は、自然公園等の区域を含む全体計画の数字をかっこ書きとし、自然公園等の区域以外の計画の数字をかっこなしとして記入するものとする。この場合の添付図面は、自然公園等の区域を赤線で明確に図示した全体計画の図面とする。
- (12) 届出書の記入事項が届出後に変更されるものについては、新規の届出をするものとする。

第5号様式（第8関係）

鉱物掘採等行為着手（完了）届

年 月 日

（あて先）春日井市長

届出者

住 所

氏 名

（電話

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

春日井市自然環境の保全を推進する条例第19条第1項の規定に基づき、 年
月 日付けで提出した鉱物掘採等の届出に係る行為については、次のとおり着手（完了）
しました。

行為を行う場所	
行為の目的	
行為着手についての通知の番号・日付	号 年 月 日
着手（完了）年月日	年 月 日
軽微な変更（有・無）	
備 考	

※ 完了届にあっては、完了写真を添付すること

別 表

緑地の確保等に関する基準

行為の区分			緑地率		摘 要
			緑地率 (%以上)	うち、現況が山林の場合の保全緑地率	
宅 地 の 造 成	住宅用地		3	2	※1 樹木の植栽は集団植栽とし、用地の外周部分から優先して行う。 ※2 芝生地は緑地としない。 またゴルフコース間及び境界側の周囲は 20m以上樹林地とすること。 ※3 農地、果樹園、牧草地等は回復緑地とみなす。
	工場用地 ※1	新規に造成	20	6	
		既存の用地に隣接して新たに造成する場合	10	3	
	店舗、事業所等用地 ※1		3	2	
	ゴルフ場用地 ※2		50	40	
	競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地		30	10	
土地の開墾 ※3			可能な限り保全緑地を確保すること。		
鉱物の掘採 土石の採取			行為後の植栽可能地は、すべて回復緑地とする。		
その他 土地の形質変更			行為の目的により、できうる限り回復緑地とする。		

(備考)

- 1 行為を行う場所の区域内の一部に山林が存する場合の保全緑地率が基準に満たないときは、その山林全部を保全緑地とする。
- 2 行為を行う場所の区域内に山林が在する場合の保全緑地について、次に掲げる理由により、これを確保することが困難である場合は、必要な保全緑地と同一面積の回復緑地をもってこれに代えることができる。
 - (1) 山林の植生が貧弱等で保全緑地として残置する価値がないものと認められるとき。
 - (2) 山林を残置することにより、防災上等の問題を生ずるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 山林が行為を行う場所の区域の中央に位置する等の理由により、これを保全緑地として残置すると開発目的の支障となると認められるとき。
- 3 行為の区分が2以上に区分できるような場合は、次のように処理するものとする。
 - (1) 面積が目的別に区別できる場合は、目的に応じた緑地を確保させるものとする。
 - (2) 面積が行為の目的別に区別できない場合には、主たる目的に応じた緑地を確保させるものとする。
- 4 緑地の確保等に関する基準について、他法令等の基準が当該要領の基準を上回る場合は、他法令等の基準によるものとする。

5 回復緑地の植栽基準は、次のとおりとする。

樹木の植栽 行為の区分		樹木の種類及び本数	摘 要
宅 地 の 造 成	住宅用地	10 平方メートルあたり (1) 高木 2 本以上 (2) 低木 6 本以上 (3) 高木 1 本、かつ 低木 3 本以上	(1) 高木とは、成木に達したときの樹高が、おおむね 3.5 メートル以上の樹木をいう。 (2) 低木とは、高木及び中木以外の樹木で、芝類及び地被類は除くものをいう。
	工場用地		
	店舗、事業所等用地		
	ゴルフ場用地		
	競技場、運動場、遊園地、その他これらに類する屋外施設の用地		
土 地 の 開 墾		10 平方メートルあたり (1) 植栽時に 0.45 メートル以上の高木を 3 本以上 (2) 植栽時に 1.0 メートル以上の高木を 2 本以上	樹種は原則として、マツ・スギ・ヒノキ・ヤシヤブシ・ヤマハンノキ・ヤマモモ・モセアカシア等から適切な樹種を選択すること。
鉱物の掘採・土石の採取			
その他土地の形質変更			